

株 主 各 位

東京都台東区浅草橋 5 丁目13番 6 号
株式会社 ノ ダ
代表取締役 野 田 章 三
社 長

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年 2 月24日(水曜日)午後 5 時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 2 月25日(木曜日) 午前10時〔受付開始は午前 9 時30分〕
2. 場 所 東京都台東区東上野 1—26—2
オーラム 地下2階 ラ・サル・ローヤル
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

※昨年と会場が異なりますので、ご来場の際はご注意ください。

3. 会議の目的事項 報 告 事 項

1. 第78期(自 平成26年12月 1 日 至 平成27年11月30日) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期(自 平成26年12月 1 日 至 平成27年11月30日) 計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役13名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 2 名選任の件
- 第 4 号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.noda-co.jp>) に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告

(自 平成26年12月1日)
(至 平成27年11月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成26年12月～平成27年11月）における我が国経済は、中国など海外経済の減速が懸念される一方、国内経済は円安が続くなか輸出型企業などを中心に業績や雇用環境の改善が見受けられ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

住宅需要につきましては、平成26年4月の消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動減から住宅需要の低迷が長期化するなか、当連結会計年度の上期（平成26年12月～平成27年5月）は当グループの事業と関係の深い持家の着工数が前年同期に比べ大幅な減少となり、また下期（平成27年6月～11月）には着工数が増加傾向となり住宅需要や国内合板相場に持ち直しの動きが見られたものの、総じて厳しい事業環境が続きました。

こうしたなか当グループは、シート貼りの次世代フローリングや、デザイン性や施工性を強化した建具類など、一昨年10月に全面的なモデルチェンジを実施した新製品・新シリーズの早期市場定着をはかるとともに、安心安全ユニバーサルデザイン（UD）など高齢者対応、子育て支援、環境、リフォーム、住宅の長寿命化等をテーマに床材や建具など建材製品の拡販・シェアの確保に努め、競争力の強化をはかるため製造コスト低減など生産性の向上にも取り組みました。また合板類の適切な生産、仕入、販売に努め、収益力の向上をはかってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は60,756百万円（前期比0.9%増）、営業利益は1,109百万円（前期比49.4%減）となりました。また合板業を営む海外関連会社（サンヤン社、マレーシア）の業績改善による持分法投資利益476百万円の計上もあり、経常利益は1,590百万円（前期比32.4%減）、当期純利益は1,030百万円（前期比32.6%減）となりました。

事業別の業績概要は次のとおりであります。

<住宅建材事業>

住宅建材事業につきましては、一昨年投入したデザイン性・施工性を強化した建具類の新シリーズ「BINOIE（ビノイエ）」や、斬新で表情豊かなインテリア空間を表現する建具とフローリングのシリーズ「Art Couture（アートクチュール）」、昨年5月から静岡県内の当社新工場で生産を開始したヒノキ合板を基材に使用したフローリング「Jクラレス」など、新製品・新シリーズの早期市場定着や新規顧客の開拓、製品競争力の

強化、円安影響の大きいフロア製品の一部の販売価格引き上げなどに注力いたしました。また、足腰への負担や転倒時の危険を軽減する「衝撃吸収フロア ネクシオ」などUD関連製品による事業展開では、全国各地のケア連携型バリアフリーのショールームや外部の各種展示会等も活用し、一般住宅のほか、サービス付き高齢者向け住宅、介護施設など非住宅分野への提案営業も推進しシェアの確保に努めました。さらに、地震や台風など災害に強い住宅構造材として、耐震性能や劣化軽減性能に優れた構造用MDFの更なる市場開拓をはかりました。これら住宅建材の原材料は、CO₂削減や貴重な森林資源の有効活用をはかる観点からMDF（中質繊維板）や国産針葉樹合板など、地球環境に優しいリサイクル素材や循環可能な木材資源である国産材の有効活用に取り組み、環境問題への関心が高い顧客ニーズの掘起こしに努めました。

これらの結果、当連結会計年度は、総じて厳しい需要環境となるなか円安による原材料価格の上昇や、製品のモデルチェンジに伴う一時的な費用負担や一部製品の生産遅れなどの要因もありましたが、下期の住宅需要回復も追い風となり、デザイン性や施工性を強化し拡販に取り組んできた建具類の新シリーズ「BINOLIE」や、ヒノキ合板を基材に使用したフローリングの新製品「Jクラレス」などを中心に、特に期後半において建材製品の販売数量が伸びたことから、住宅建材事業の売上高は39,436百万円（前期比1.5%増）、営業利益は2,016百万円（前期比7.9%増）となりました。

<合板事業>

合板事業につきましては、国産針葉樹合板は、低迷していた国内合板相場が昨年秋口から回復に転じ、またLVL（単板積層材）や新工場で生産を開始した合板製品の市場投入なども寄与したことから、前期に比べ販売数量は増加しましたが、上期の合板相場低迷による製品販売価格低下の影響もあり、売上高は前年並みにとどまりました。一方、輸入南洋材合板は、円安や主要産地であるマレーシアの生産減による輸入南洋材合板の仕入コスト上昇など厳しい事業環境のなか、採算重視の販売に努めたことから前期に比べ売上高は減少いたしました。これらの結果、合板事業の売上高は21,320百万円（前期比0.1%減）となり、また新工場の稼働・生産開始に伴う固定費増加の影響もあり、営業利益は333百万円（前期比79.9%減）にとどまりました。

<事業別の売上高及び損益>

区 分	売上高（百万円）	前期比（％）		営業損益（百万円）	前期比（％）
		前期比（％）	構成比（％）		
住 宅 建 材 事 業	39,436	+1.5	64.9	2,016	+7.9
合 板 事 業	21,320	△0.1	35.1	333	△79.9
調 整 額	—	—	—	△1,239	—
合 計	60,756	+0.9	100.0	1,109	△49.4

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は5,007百万円であり、その主なものは当社富士川事業所内に建設した新合板工場に関するもののほか、当社及び連結子会社石巻合板工業株式会社並びに連結子会社アドン株式会社の生産設備における品質、生産効率改善投資などであります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当グループを取り巻く事業環境は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響により住宅需要が低調に推移するなか、依然として企業間競争が激化する厳しい状況が続いております。また為替相場の動向や国内合板相場の状況、原材料価格の上昇、更なる消費税率引き上げによる住宅需要への影響（駆け込み需要の発生、その後の反動減）など、先行き不透明な事業環境が続くものと予想されます。

当グループは、このような事業環境のもと、地球環境への配慮として、また円安への備えとして設備投資を実施した当社新工場で生産中の国産材合板を積極的に活用し、輸入原材料からの一部切り替えをはかるとともに、引き続き経費削減や、生産性向上によるコスト競争力の強化、製品競争力の強化、営業機能の強化、製品販売価格の引き上げなど各種施策を徹底してまいります。また、高齢化社会、環境（リサイクル素材、循環可能な木材資源である国産材の活用促進）、リフォーム、住宅の長寿命化、ペット共生など多様化する顧客ニーズに合致した商品展開を推進し、シェアの確保やマーケットの新規開拓をはかり、更なる収益力の向上と企業体質の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今度とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

期 別 区 分	第 75 期 平成24年11月期	第 76 期 平成25年11月期	第 77 期 平成26年11月期	(当連結会計年度) 第 78 期 平成27年11月期
売 上 高	52,836百万円	56,800百万円	60,208百万円	60,756百万円
営 業 利 益	2,250百万円	2,929百万円	2,193百万円	1,109百万円
経 常 利 益	2,142百万円	3,011百万円	2,351百万円	1,590百万円
当 期 純 利 益	3,333百万円	2,046百万円	1,529百万円	1,030百万円
1株当たり当期純利益	220円81銭	135円59銭	94円31銭	61円38銭
総 資 産	40,829百万円	49,985百万円	52,512百万円	49,104百万円
純 資 産	13,606百万円	16,449百万円	18,910百万円	19,329百万円
1株当たり純資産	840円45銭	1,006円86銭	1,029円45銭	1,051円88銭

② 当社の財産及び損益の状況

期 別 区 分	第 75 期 平成24年11月期	第 76 期 平成25年11月期	第 77 期 平成26年11月期	(当期) 第78期 平成27年11月期
売 上 高	38,985百万円	41,511百万円	42,347百万円	43,005百万円
営 業 利 益	1,370百万円	1,435百万円	410百万円	102百万円
経 常 利 益	1,342百万円	1,449百万円	408百万円	268百万円
当 期 純 利 益	2,322百万円	807百万円	109百万円	217百万円
1株当たり当期純利益	153円83銭	53円50銭	6円75銭	12円94銭
総 資 産	30,939百万円	36,480百万円	38,377百万円	36,514百万円
純 資 産	12,477百万円	13,468百万円	14,143百万円	14,167百万円
1株当たり純資産	826円54銭	892円17銭	842円06銭	843円48銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年11月30日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
石巻合板工業株式会社	330百万円	80.00%	合板の製造、販売
アドン株式会社	30	100.00	建材製品（建具、収納家具）の製造
株式会社ナフィックス	30	100.00	建設（住宅関連工事）、建設資材販売
アイピーエムサービス株式会社	20	(100.00)	合板の加工

（注） 議決権比率の（ ）内は、当社の子会社が所有する議決権比率を示しております。

③ その他重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
PT. SURA INDAH WOOD INDUSTRIES(スラインダー社)	6百万米ドル	49.58%	建材製品（建具、造作材、収納家具）の製造
SANYAN WOOD INDUSTRIES SDN. BHD. (サンヤン社)	20百万 ^{マレーシア} リンギット	(49.00)	合板の製造

（注） 議決権比率の（ ）内は、当社の子会社が所有する議決権比率を示しております。

当社の連結子会社は上記の「② 重要な子会社の状況」に記載の4社であり、持分法適用会社は上記の「③ その他重要な関連会社の状況」に記載の2社であります。

(7) 主要な事業内容（平成27年11月30日現在）

当グループの事業区分は、内装材、住宅機器他及び繊維板の製造販売並びに住宅関連工事をしている「住宅建材事業」と、合板の輸入・製造、販売をしている「合板事業」に区分しております。

事 業 区 分	主 要 な 事 業 内 容	
住 宅 建 材 事 業	内 装 材	床材、内壁材、造作材、階段、框・式台
	住 宅 機 器 他	ドア、引戸、クローゼット、開口部材、玄関収納、収納機器、住宅構造材、モルタル下地材、その他
	繊 維 板	MDF（中質繊維板）
	住 宅 関 連 工 事	住宅関連工事の請負
合 板 事 業	針 葉 樹 合 板 南 洋 材 合 板 他	普通合板、構造用合板、型枠合板

(8) 主要な営業所及び工場等（平成27年11月30日現在）

① 当 社

・本 社：東京都台東区

・営業拠点：北海道（札幌市）、北東北（盛岡市）、青森、東北（仙台市）、郡山、宇都宮、茨城（水戸市）、信越（新潟市）、長野、埼玉（さいたま市）、高崎、千葉、千葉北（鎌ヶ谷市）、東京（台東区）、西東京（八王子市）、横浜、厚木、静岡、浜松、沼津、金沢、名古屋、岐阜、京都、大阪、阪神（神戸市）、中四国（広島市）、福岡（大野城市）、北九州、長崎（諫早市）、熊本、宮崎、南九州（鹿児島市）

・ショールーム：東京都台東区、仙台市、静岡市、名古屋市、大阪市、福岡市

・工場：静岡県静岡市、静岡県富士市

② 子会社及び関連会社

〔国内〕石 巻 合 板 工 業 株 式 会 社	：宮城県石巻市
ア ド ン 株 式 会 社	：静岡県静岡市
株 式 会 社 ナ フ ィ ッ ク ス	：東京都台東区
アイピーエムサービス株式会社	：宮城県石巻市

〔海外〕PT. SURA INDAH WOOD INDUSTRIES (スラインダー社)	：インドネシア
---	---------

SANYAN WOOD INDUSTRIES SDN. BHD. (サンヤン社)	：マレーシア
---	--------

(9) 従業員の状況（平成27年11月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,306名	73名増

(注) 上記従業員数は就業人員で表示しております。また、臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
937名	49名増	42.6歳	18.6年

(注) 上記従業員数は就業人員で表示しております。また、臨時雇用者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成27年11月30日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡岡銀行	2,298百万円
株式会社みずほ銀行	2,175
株式会社三井住友銀行	1,365
株式会社七十七銀行	1,275
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,061
株式会社日本政策金融公庫	800

2. 会社の株式に関する事項（平成27年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 68,303,200株
- (2) 発行済株式の総数 17,339,200株（自己株式 543,063株を含む）
- (3) 株主数 2,787名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
野田 有 一	2,794千株	16.6%
野田 周 子	1,022	6.1
三井物産株式会社	690	4.1
株式会社静岡岡銀行	640	3.8
野田 は つ 江	635	3.8
株式会社みずほ銀行	562	3.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	553	3.3
東京海上日動火災保険株式会社	544	3.2
浦 田 静	510	3.0
明治安田生命保険相互会社	363	2.2

- (注) 1. 当社は自己株式543,063株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株数については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成27年11月30日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年11月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	野 田 有 一	
代表取締役社長	野 田 章 三	
専 務 取 締 役	野 田 励	全事業部門、品質管理統括室管掌、製品開発部、情報システム室、海外事業推進室担当
常 務 取 締 役	鈴 木 詳 一	物流部、富士川事業所、富士川保全エネルギーセンター担当兼国産材活用事業部長
取 締 役	森 政 俊	海外事業推進室長 PT. SURA INDAH WOOD INDUSTRIES取締役副社長
取 締 役	奥 園 晴 美	総務人事部部長兼業務部長
取 締 役	上 原 敏 彦	情報システム室長
取 締 役	島 村 明	清水事業所担当兼繊維板事業部長兼清水保全エネルギーセンター所長
取 締 役	辻 村 力	企画室、審査室担当兼経理部長
取 締 役	高津原 健太郎	建材事業部長
取 締 役	中 村 嘉 宏	品質管理統括室担当兼建材製造本部長
取 締 役	高 井 章 吾	藤林法律事務所シニアパートナー
常 勤 監 査 役	浦 田 進	
常 勤 監 査 役	本 部 聰 定	
監 査 役	安 川 隆 二	
監 査 役	三 浦 悟	三浦公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役高井章吾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は高井章吾氏との間で、会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第30条の規定に基づく責任限定契約を締結しておりますが、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
なお、高井章吾氏は、平成27年2月24日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、当社社外監査役を辞任いたしました。
2. 常勤監査役浦田 進氏及び監査役三浦 悟氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、監査役三浦 悟氏は公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役安川隆二氏は当社の元取締役経理部長であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役高井章吾氏及び常勤監査役浦田 進氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
5. 平成28年1月4日付で、取締役の地位及び担当を次のとおり変更いたしました。
常務取締役 島村 明 清水事業所担当兼繊維板事業部長兼清水保全エネルギーセンター所長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

・当事業年度に係る報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	13名 (1名)	147百万円 (4百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5名 (3名)	29百万円 (14百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	18名 (4名)	176百万円 (19百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等（取締役7名に対し56百万円）は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額31百万円（取締役13名に対し28百万円、監査役5名に対し2百万円、うち社外取締役1名に対し0百万円、うち社外監査役3名に対し1百万円）を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成4年2月20日開催の第54回定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成8年2月28日開催の第58回定時株主総会において年額6千万円以内とご決議いただいております。
5. 上記のほか、平成27年2月24日開催の第77回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金14百万円（退任取締役1名に対し13百万円、退任社外監査役1名に対し0百万円）を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

《社外取締役 高井章吾氏》

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役高井章吾氏は当社の顧問弁護士であり、藤林法律事務所のシニアパートナーです。なお、当社は藤林法律事務所とは特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
当事業年度において、平成27年2月24日に社外監査役を退任するまでに開催された取締役会2回中2回、監査役会2回中2回に出席し、また、当社社外取締役への就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、また客観的な立場から、適宜貴重なご指摘やご意見をいただいております。

《社外監査役 浦田 進氏》

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
当事業年度において開催された取締役会12回のうち11回に出席し、また監査役会には13回のうち12回に出席いたしました。他社での実務経験と幅広い知識を活かし、客観的な立場から、適宜貴重なご指摘やご意見をいただいております。

《社外監査役 三浦 悟氏》

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外監査役三浦 悟氏は当社の顧問税理士であり、三浦公認会計士事務所の代表者です。なお、当社は、三浦公認会計士事務所とは特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
当社社外監査役への就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、また監査役会には11回全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、また客観的な立場から、適宜貴重なご指摘やご意見をいただいております。

5. 会計監査人の状況（平成27年11月30日現在）

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

当社の監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続に係る業務に関する報酬として0百万円を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議題の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は企業行動指針を定め、これらの遵守をはかる。

〔企業行動指針の骨子〕

優れた建材製品の製造・販売を通じ、より良い住空間の創造につとめ、もって社会の発展に寄与し、強い総合建材メーカーとなるため、コンプライアンスを含む企業の社会的責任を常に念頭に置いて行動するとともに、誠実・創意工夫・努力・チームワーク・迅速なコミュニケーションの5つの行動指針を遵守する。

- ・取締役会については取締役会規程が定められており、その適切な運営が確保されており、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正をはかる。
- ・当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっており、また、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を聴取し、決裁に関する社内規定に基づき重要な決裁書類は監査役の検印を受けており、法令定款違反行為防止のため監督強化を維持するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に関する情報については、文書管理に関する社内規程等に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- ・取締役は重要な会議等の議事録を作成保存し適切に管理することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び子会社は、様々な経営リスクへの適切な対応を行うとともに、経営リスクが発生した場合の影響を極小化することを目的とする経営リスクマネジメント規程を制定し、運用する。
- ・当社及び子会社は、その業務執行に係るリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、市場リスク・災害リスク等の個々のリスクについてその把握と管理のための体制を整備する。

- ・災害、治安、公害等のリスク管理の責任者として経営リスク管理責任者を設置し、経営リスク管理責任者は各グループ会社を含む当該リスク管理体制の整備を指揮し、その状況について各代表取締役役に報告する。代表取締役役は当該報告に基づきリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために協議のうえ適切な対策を講じる。
- ・市場リスク等については各担当役員が管理にあたり、社長と速やかに協議のうえ適切な対策を講じる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程において定められたそれぞれの責任者及び執行手続きの詳細に基づき執行し、また、業務の改善策等の報告を行うものとする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制の基礎として、企業行動指針を定める。また、必要に応じ各担当部署は規程・基準等を策定、研修の実施を行うものとする。
- ・取締役は当社及びグループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役及び社長並びに経営リスク管理責任者に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- ・内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し各業務執行部門の監査を行っており、法令並びに当社の各種規程類等に準拠し、適正かつ効率的に業務執行がなされているかどうか等につき調査指導を実施する。また、社内法務部門は各部署からの法務相談に対する助言、指導を行うほか、コンプライアンスの強化を目的に、適宜法律上のアドバイスを顧問弁護士から受ける。
- ・法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、社長及び経営リスク管理責任者並びに総務人事部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを設け、その情報は社内コンプライアンス指針に基づいて適正に対処する。

⑥ 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、子会社の指導、育成を促進してグループの経営効率向上をはかるため関係会社管理規程を定め、運用する。また子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、主な子会社の取締役会は原則月1回開催するものとする。

- ・親会社である当社の取締役が主な子会社の取締役を兼任し、また、子会社の経営内容等を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求め、当社の取締役会において子会社の取締役の職務の業務執行状況等を報告するとともに子会社の重要案件等も必要に応じ審議・検討することにより、グループ全体としての業務の適正を確保する体制をとる。
 - ・法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報システムは子会社の従業員にも適用し、その情報は社内規程に基づき適正に対処される。
 - ・経営リスク管理責任者は子会社管理部署を通じ、又は直接に子会社の業務の適正を確保するための規程等の整備状況を把握し、必要に応じて子会社に諸規程の制定・変更等について助言・指導を行う。
 - ・取締役はグループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役及び社長並びに経営リスク管理責任者に報告するものとする。
 - ・財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用する。
- ⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役**
の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ専任又は他部門と兼任する従業員を監査役スタッフとして配置するものとし、当該従業員は監査役スタッフ業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。
 - ・当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を、当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- ⑧ **取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**
- ・取締役及び従業員は社内規程に基づき当社の業績に影響を与える重要な事項について都度監査役に報告を行い、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができることとなっている。
 - ・内部通報システムの適切な運用を維持し、法令違反その他コンプライアンスに関する事実について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

- ・各監査役は監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役会・事業戦略会議その他重要な会議に出席して情報の収集をはかるとともに、会計監査人と定期的に意見交換を行い相互の連携をはかる。
- ・子会社の役員及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、子会社を管理する部門へ報告する。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び子会社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携をはかる。

⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

- ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨みこれらの介入防止に努め、不当な要求は断固として拒絶するものとする。また、当該事項を企業行動指針に定め、取締役及び従業員に周知徹底をはかる。
- ・反社会的勢力に対する対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理に努める。
- ・反社会的勢力による接触や不当要求などが発生した場合、対応統括部署が一元的に統括・管理し、外部専門機関及び顧問弁護士との連携のもと、各部門の対応に関する指導・支援を行い、必要に応じ社長並びに経営リスク管理責任者に報告する。

7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

- ・取締役会を毎月1回開催し、社外取締役、社外監査役が出席するなか、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要案件を審議、決定するとともに、取締役の業務執行の適法性確保や効率性向上のため適切に報告、検討しました。
- ・監査役会を毎月1回開催し、適切に協議を行ったほか、監査役は監査役会の監査の方針や職務の分担等に従い、事業戦略会議等の重要な会議に出席し情報収集を行いました。また、各取締役や会計監査人、内部監査室等との適宜情報交換に加え、子会社の役職員等との意思疎通及び情報交換を行い、監査役監査の実効性確保に努めました。
- ・「経営リスクマネジメント規程」に基づき、当社及び子会社のリスク分析や評価を行い、有事の際に迅速かつ適切な対応ができるよう体制の整備をはかりました。
- ・コンプライアンスや業務の効率化等を推進するため、文書やメール、イントラ等を活用し周知・啓蒙をはかるとともに、職種別、階層別の各種社内研修等の実施や、通信教育、社外研修やセミナーへの参加を奨励しました。
- ・当社の「内部監査規程」に基づき内部監査室が作成した監査計画に則り、当社及び子会社の内部監査を実施しました。また、子会社の経営上の重要案件については、当社の「関係会社管理規程」に基づき、担当役員が、その調査結果を当社の取締役会や各監査役に報告しました。
- ・当社は、当社及び子会社における問題の未然防止と早期発見をはかるため、社長及び経営リスク管理責任者など受付窓口を複数とし、当社及び子会社の従業員等からの内部通報を受付ける内部通報制度を設けており、調査及び適切な措置の実行に備えました。

以上のご報告は、次の方法により記載しております。

- (1) 金額は、表示桁数未満を切り捨てにより表示しております。
- (2) 比率は、表示桁数未満を四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	28,764	流 動 負 債	20,246
現 金 及 び 預 金	8,990	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	9,377
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	8,851	短 期 借 入 金	7,607
製 品	6,180	リ ー ス 債 務	122
仕 掛 品	1,206	未 払 金	1,415
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,103	未 払 法 人 税 等	187
繰 延 税 金 資 産	510	未 払 消 費 税 等	63
そ の 他	926	設 備 関 係 支 払 手 形	497
貸 倒 引 当 金	△4	そ の 他	974
固 定 資 産	20,339	固 定 負 債	9,528
有 形 固 定 資 産	13,446	社 債	130
建 物 及 び 構 築 物	2,368	長 期 借 入 金	3,832
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,793	リ ー ス 債 務	219
工 具 、 器 具 及 び 備 品	213	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	383
土 地	4,508	環 境 対 策 引 当 金	80
立 木	141	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,871
リ ー ス 資 産	206	資 産 除 去 債 務	10
建 設 仮 勘 定	215	負 債 合 計	29,775
無 形 固 定 資 産	196	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	142	株 主 資 本	17,589
そ の 他	54	資 本 金	2,141
投 資 そ の 他 の 資 産	6,696	資 本 剰 余 金	1,587
投 資 有 価 証 券	4,868	利 益 剰 余 金	14,101
長 期 貸 付 金	24	自 己 株 式	△240
繰 延 税 金 資 産	1,120	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	78
そ の 他	684	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	496
貸 倒 引 当 金	△2	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	13
資 産 合 計	49,104	為 替 換 算 調 整 勘 定	△196
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△234
		少 数 株 主 持 分	1,661
		純 資 産 合 計	19,329
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	49,104

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成26年12月 1 日)
(至 平成27年11月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		60,756
売 上 原 価		47,877
売 上 総 利 益		12,879
販売費及び一般管理費		11,769
営 業 利 益		1,109
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	56	
業 務 受 託 料	10	
経 営 指 導 料	73	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	476	
そ の 他	80	703
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	114	
売 上 割 引	42	
売 上 債 権 売 却 損	51	
そ の 他	14	222
経 常 利 益		1,590
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	2,890	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	102	2,992
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23	
固 定 資 産 圧 縮 損	2,890	2,914
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,669
法人税、住民税及び事業税	305	
法 人 税 等 調 整 額	138	444
少数株主損益調整前当期純利益		1,225
少 数 株 主 利 益		194
当 期 純 利 益		1,030

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年12月 1 日)
(至 平成27年11月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成 26 年 12 月 1 日 残 高	2, 141	1, 587	13, 272	△240	16, 760
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△17		△17
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	2, 141	1, 587	13, 254	△240	16, 742
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△184		△184
当 期 純 利 益			1, 030		1, 030
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	846	—	846
平成 27 年 11 月 30 日 残 高	2, 141	1, 587	14, 101	△240	17, 589

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
平成 26 年 12 月 1 日 残 高	476	24	274	△245	530	1, 619	18, 910
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							△17
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	476	24	274	△245	530	1, 619	18, 892
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△184
当 期 純 利 益							1, 030
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	20	△11	△470	10	△451	42	△409
連結会計年度中の変動額合計	20	△11	△470	10	△451	42	436
平成 27 年 11 月 30 日 残 高	496	13	△196	△234	78	1, 661	19, 329

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は、全て連結しております。

当該連結子会社は、石巻合板工業株式会社、アドン株式会社、株式会社ナフィックス、アイピーエムサービス株式会社の4社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社に対しては、全て持分法を適用しております。

当該持分法適用関連会社は、PT. SURA INDAH WOOD INDUSTRIES（スラインダー社、インドネシア）及びSANYAN WOOD INDUSTRIES SDN. BHD.（サンヤン社、マレーシア）の2社であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの…連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 時価のないもの…移動平均法による原価法

デリバティブ

 時価法

たな卸資産

 製品、仕掛品

 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

 原材料、貯蔵品

 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

 定率法

 ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

 なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

 定額法

 なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース開始日が平成20年11月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

環境対策引当金 微量PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用の見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外関連会社の資産及び負債並びに収益及び費用は当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

また、振当処理の要件を満たしている為替予約（買建）については、振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、以下のとおりであります。

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
金利スワップ	借入金の利息
為替予約（買建）	外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限、取引限度額及び管理手続等を定めた社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク及び為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約（買建）の振当処理及び金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が26百万円増加し、利益剰余金が17百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | | |
|--------|------------------------|-----------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 31,254百万円 |
| 2. | 担保に供している資産 | 622百万円 |
| | 製 品 | |
| | 原材料及び貯蔵品 | 330 |
| | 建 物 及 び 構 築 物 | 1,416 |
| | 機械装置及び運搬具 | 308 |
| | 土 地 | 2,729 |
| 対応する債務 | 支払手形及び買掛金 | 477 |
| | 短期借入金 | 5,600 |
| | 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む） | 3,816 |
| | 社 債（銀行保証付無担保社債） | 130 |
3. 圧縮記帳
- 有形固定資産に係わる国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳累計額は建物及び構築物、並びに機械装置及び運搬具等で3,961百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	17,339,200	—	—	17,339,200

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	543,063	—	—	543,063

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成27年2月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	100百万円	6円00銭	平成26年 11月30日	平成27年 2月25日
平成27年7月14日 取 締 役 会	普通株式	83百万円	5円00銭	平成27年 5月31日	平成27年 8月17日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり決議を予定しています。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成28年2月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	117百万円	7円00銭	平成27年 11月30日	平成28年 2月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等により行い、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、リスクを回避するため実需に伴う取引に限定して実施することとし、投機目的による取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、主な取引先の信用状況を定期的に把握することにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価は定期的に把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、並びに設備関係支払手形は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものが、為替変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引を利用して為替変動リスクを回避しております。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る運転資金と設備投資に必要な資金調達であります。このうち長期借入金の一部については、金利変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を利用して金利変動リスクを回避しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注2) 参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	8,990	8,990	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,851	8,851	—
(3) 投資有価証券	1,727	1,727	—
資産計	19,569	19,569	—
(4) 支払手形及び買掛金	9,377	9,377	—
(5) 短期借入金	6,100	6,100	—
(6) 未払金	1,415	1,415	—
(7) 設備関係支払手形	497	497	—
(8) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	5,339	5,381	42
負債計	22,730	22,772	42
(9) デリバティブ取引※	19	19	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、並びに(7) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

為替予約取引の時価は、先物為替相場で算定する方法によっております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金の利息と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注2） 関係会社株式（連結貸借対照表計上額3,121百万円）、非上場株式（連結貸借対照表計上額19百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,051円88銭
2. 1株当たり当期純利益	61円38銭

(追加情報)

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.8%から、平成27年12月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%に、平成28年12月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が172百万円、退職給付に係る調整累計額が11百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が23百万円、法人税等調整額が184百万円それぞれ増加しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	21,288	流 動 負 債	15,417
現 金 及 び 預 金	4,867	支 払 手 形	4,475
受 取 手 形	715	買 掛 金	3,390
売 掛 金	6,383	短 期 借 入 金	4,080
製 品	5,498	1年内返済予定の長期借入金	1,169
仕 掛 品	1,097	リ ー ス 債 務	93
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,353	未 払 金	1,033
前 払 費 用	59	未 払 費 用	674
繰 延 税 金 資 産	391	未 払 法 人 税 等	51
そ の 他	967	預 り 金	31
貸 倒 引 当 金	△45	設 備 関 係 支 払 手 形	418
固 定 資 産	15,226	そ の 他	0
有 形 固 定 資 産	8,122	固 定 負 債	6,929
建 物	1,325	長 期 借 入 金	2,608
構 築 物	202	リ ー ス 債 務	176
機 械 及 び 装 置	3,848	退 職 給 付 引 当 金	3,719
車 両 運 搬 具	23	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	333
工 具、器 具 及 び 備 品	194	環 境 対 策 引 当 金	80
土 地	2,120	資 産 除 去 債 務	10
立 木	141		
リ ー ス 資 産	135	負 債 合 計	22,347
建 設 仮 勘 定	131		
無 形 固 定 資 産	169	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	134	株 主 資 本	13,658
そ の 他	35	資 本 金	2,141
投 資 其 他 の 資 産	6,933	資 本 剰 余 金	1,587
投 資 有 価 証 券	1,740	資 本 準 備 金	1,587
関 係 会 社 株 式	3,638	利 益 剰 余 金	10,170
長 期 貸 付 金	24	利 益 準 備 金	387
繰 延 税 金 資 産	964	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,783
そ の 他	671	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	54
投 資 損 失 引 当 金	△105	別 途 積 立 金	7,000
貸 倒 引 当 金	△2	繰 越 利 益 剰 余 金	2,728
資 産 合 計	36,514	自 己 株 式	△240
		評 価・換 算 差 額 等	508
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	495
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	13
		純 資 産 合 計	14,167
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	36,514

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年12月 1 日)
(至 平成27年11月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		43,005
売 上 原 価		32,620
売 上 総 利 益		10,384
販売費及び一般管理費		10,281
営 業 利 益		102
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	221	
受 取 地 代 家 賃	29	
そ の 他	33	291
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	58	
売 上 割 引	26	
売 上 債 権 売 却 損	27	
そ の 他	13	125
経 常 利 益		268
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	2,695	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	102	2,797
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	2,695	
固 定 資 産 除 却 損	19	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	9	2,723
税 引 前 当 期 純 利 益		341
法人税、住民税及び事業税	36	
法 人 税 等 調 整 額	88	124
当 期 純 利 益		217

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年12月 1 日)
(至 平成27年11月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
				固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
平成26年12月 1 日残高	2, 141	1, 587	387	57	7, 000	2, 710	10, 155
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						△17	△17
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	2, 141	1, 587	387	57	7, 000	2, 692	10, 137
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△184	△184
固定資産圧縮積立金の取崩				△3		3	—
当 期 純 利 益						217	217
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△3	—	35	32
平成27年11月30日残高	2, 141	1, 587	387	54	7, 000	2, 728	10, 170

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成26年12月 1 日残高	△240	13, 643	475	24	500	14, 143
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△17				△17
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	△240	13, 625	475	24	500	14, 126
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△184				△184
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
当 期 純 利 益		217				217
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			20	△11	8	8
事業年度中の変動額合計	—	32	20	△11	8	41
平成27年11月30日残高	△240	13, 658	495	13	508	14, 167

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

製品、仕掛品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース開始日が平成20年11月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金

子会社及び関連会社の投資等に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案し、必要額を計上しております。

退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末において発生している額を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
環境対策引当金	微量PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用の見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

また、振当処理の要件を満たしている為替予約（買建）については、振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、以下のとおりであります。

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息
為替予約（買建）	外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限、取引限度額及び管理手続等を定めた社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク及び為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約（買建）の振当処理及び金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が26百万円増加し、繰越利益剰余金が17百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 847百万円

短期金銭債務 549

2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,594百万円

3. 担保に供している資産 建物 700百万円

土地 1,156

対応する債務 支払手形 239

買掛金 237

短期借入金 4,080

長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む) 2,583

4. 圧縮記帳

有形固定資産に係わる国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳累計額は建物、並びに機械及び装置等で2,695百万円であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高 売上高 554百万円

仕入高 5,800

販売費及び一般管理費 82

営業取引以外の取引高 192

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	543,063	—	—	543,063

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

<繰延税金資産>

退職給付引当金	1,176百万円
たな卸資産評価損	238
未払賞与否認	163
役員退職慰労引当金	105
繰越欠損金	95
投資有価証券評価損	47
投資損失引当金	33
資産除去債務	28
その他	88
繰延税金資産小計	1,975
評価性引当額	△359
繰延税金資産合計	1,616

<繰延税金負債>

その他有価証券評価差額金	228百万円
固定資産圧縮積立金	25
その他	6
繰延税金負債合計	260
繰延税金資産の純額	1,356

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	2.6
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△18.3
住民税均等割	10.5
評価性引当額の増減	△42.2
税率変更による影響	44.7
租税特別措置法上の税額控除	3.6
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.4

3. 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.8%から、平成27年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%に、平成28年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が128百万円減少し、その他有価証券評価差額金が23百万円、法人税等調整額が152百万円それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

・子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アドン㈱	(所有) 直接 100	製品の購入	製品の仕入 (注1)	4,198	買掛金	392
				受取地代 (注2)	21	未収入金	1

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(注2) 不動産の賃貸については、近隣の地代等を参考にして、交渉の上で価格を決定しております。

・役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	富士鋼業㈱ (注1)	なし	機械部品の 購入	機械部品の 購入 (注2)	108	支払手形	1
						未払金	0

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社代表取締役社長野田章三の近親者が議決権の過半数を保有しております。

(注2) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 843円48銭
- 1株当たり当期純利益 12円94銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年1月14日

株式会社 ノダ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 若尾 慎一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 春山 直輝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノダの平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノダ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 1 月14日

株 式 会 社 ノ ダ
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 若 尾 慎 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春 山 直 輝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノダの平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に
関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告
いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を
受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を
求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締
役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるととも
に、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受
け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び
財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通
及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制そ
の他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社
法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に
基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運
用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、
会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会
計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号
に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備
している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計
算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照
表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めま
す。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められませ
ん。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム
に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月14日

株 式 会 社	ノ	ダ	監 査 役 会	
常勤監査役(社外監査役)	浦	田	進	㊞
常 勤 監 査 役	本	部	聰	㊞
監 査 役	安	川	隆	㊞
社 外 監 査 役	三	浦	悟	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当政策の基本的な考え方は、業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら、配当の安定性を確保するとともに、株主の皆様への利益還元を積極的に行うことであります。また、内部留保金につきましては、財務基盤の充実強化並びに今後の事業展開に役立てていく考えであります。

なお、当期の期末配当につきましては、これら配当の基本方針並びに当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおり1株につき7円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を含め当期の年間配当金は1株につき12円（前期と同額）となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額 117,572,959円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年2月26日

第2号議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（12名）は任期満了となりますので、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化をはかるため社外取締役1名を増員することとし、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	の だ ゆう いち 野 田 有 一 (昭和24年1月16日生)	昭和61年8月 当社取締役社長室長就任 昭和62年2月 当社常務取締役就任 昭和63年2月 当社代表取締役専務就任 平成元年2月 当社代表取締役副社長就任 平成4年2月 当社代表取締役社長就任 平成18年12月 当社代表取締役会長就任 (現在に至る)	2,794,600株
2	の だ しょう ぞう 野 田 章 三 (昭和26年8月2日生)	平成15年2月 当社代表取締役副社長就任 平成18年1月 当社代表取締役副社長、全部門管掌、 建材製造本部長 平成18年12月 当社代表取締役社長就任 (現在に至る)	310,000株
3	の だ つとむ 野 田 励 (昭和50年7月12日生)	平成17年5月 当社入社 企画室次長 平成18年12月 当社建材事業部副事業部長 平成19年2月 当社取締役建材事業部副事業部長就任 平成21年2月 当社取締役建材事業部長兼製品開発部長 平成21年4月 当社取締役建材事業部長兼製品開発部 長兼スラバヤプロジェクト国内担当 平成23年2月 当社常務取締役建材事業部長兼製品開 発部長兼スラバヤプロジェクト担当就任 平成25年1月 当社専務取締役建材事業部、建材製造 本部、製品開発部、情報システム室、 スラバヤプロジェクト担当就任 平成26年1月 当社専務取締役建材事業部、建材製造 本部、繊維板事業部、製品開発部、情 報システム室、スラバヤプロジェクト 担当、品質管理統括室管掌 平成27年1月 当社専務取締役全事業部門及び品質管 理統括室管掌、製品開発部、情報シス テム室、スラバヤプロジェクト担当 平成27年7月 当社専務取締役全事業部門及び品質管 理統括室管掌、製品開発部、情報シス テム室、海外事業推進室担当 (現在に至る)	64,300株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	すず き しょう いち 鈴 木 詳 一 (昭和24年 1 月18日生)	昭和46年 3 月 当社入社 平成 9 年12月 当社建材事業部事業部長補佐兼首都圏営業部長 平成10年 2 月 当社取締役建材事業部事業部長補佐兼首都圏営業部長就任 平成12年12月 当社常務取締役建材事業部長就任 平成13年12月 当社常務取締役製品開発部長 平成18年12月 当社常務取締役フロア・外装材グループ、富士川事業所担当 平成20年 1 月 当社常務取締役物流統括室、富士川事業所担当兼住宅資材開発部長 平成26年 9 月 当社常務取締役物流部、富士川事業所、富士川保全エネルギーセンター担当兼住宅資材開発部長 平成26年12月 当社常務取締役物流部、富士川事業所、富士川保全エネルギーセンター担当兼住宅資材開発部長兼国産材活用事業部長 平成27年 8 月 当社常務取締役物流部、富士川事業所、富士川保全エネルギーセンター担当兼国産材活用事業部長 (現在に至る)	10, 100株
5	しま むら あきら 島 村 明 (昭和28年 4 月27日生)	昭和52年 4 月 当社入社 平成21年 2 月 当社繊維板事業部長 平成25年 2 月 当社取締役繊維板事業部長就任 平成26年 1 月 当社取締役清水事業所担当兼繊維板事業部長 平成26年 9 月 当社取締役清水事業所担当兼繊維板事業部長兼清水保全エネルギーセンター所長 平成28年 1 月 当社常務取締役清水事業所担当兼繊維板事業部長兼清水保全エネルギーセンター所長就任 (現在に至る)	6, 600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
6	もり まさ とし 森 政 俊 (昭和26年10月26日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年12月 当社海外スラバヤプロジェクトリーダー 平成14年2月 当社取締役海外スラバヤプロジェクトリーダー就任 平成21年4月 当社取締役貿易事業部長 平成25年11月 当社取締役貿易事業部長兼スラバヤプロジェクトリーダー 平成26年4月 当社取締役貿易事業部長兼スラバヤプロジェクトリーダー PT. SURA INDAH WOOD INDUSTRIES取締役副社長就任 平成27年7月 当社取締役海外事業推進室長 PT. SURA INDAH WOOD INDUSTRIES取締役副社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) PT. SURA INDAH WOOD INDUSTRIES取締役副社長	1,900株
7	おく ぞの はる み 奥 園 晴 美 (昭和26年1月16日生)	昭和49年4月 当社入社 平成15年8月 当社総務部長兼人事部長兼法務室長 平成16年2月 当社取締役総務部長兼人事部長兼法務室長就任 平成23年6月 当社取締役総務人事部長 平成24年2月 当社取締役総務人事部長兼業務部長 (現在に至る)	1,500株
8	うえ はら とし ひこ 上 原 敏 彦 (昭和27年10月3日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年10月 当社情報システム室長 平成24年2月 当社取締役情報システム室長就任 (現在に至る)	3,000株
9	つじ むら ちから 辻 村 力 (昭和29年1月11日生)	昭和47年3月 当社入社 平成24年1月 当社経理部長 平成25年2月 当社取締役経理部長就任 平成27年2月 当社取締役企画室、審査室担当兼経理部長 (現在に至る)	1,100株
10	こうつ はら けんたろう 高津原 健太郎 (昭和34年11月2日生)	昭和63年11月 当社入社 平成25年1月 当社建材事業部長 平成25年2月 当社取締役建材事業部長就任 (現在に至る)	1,400株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
11	なか むら よし ひろ 中 村 嘉 宏 (昭和29年 7 月17日生)	昭和52年 4 月 当社入社 平成23年 6 月 当社建材製造本部技術部長兼設備技術室長 平成26年 1 月 当社建材製造本部長兼品質管理統括室担当 平成26年 2 月 当社取締役品質管理統括室担当兼建材製造本部長就任 (現在に至る)	2,100株
12	たか い しょう ご 高 井 章 吾 (昭和13年 4 月17日生)	昭和43年 4 月 司法修習修了 弁護士登録(第一東京弁護士会) 藤林益三弁護士事務所所属 昭和44年 4 月 藤林益三弁護士事務所パートナー 平成 5 年 4 月 藤林法律事務所シニアパートナー (現任) 平成15年 6 月 住友金属工業株式会社 社外監査役就任 平成19年 7 月 社団法人しんきん保証基金理事就任 平成21年 6 月 住友金属工業株式会社 社外監査役退任 平成24年 6 月 社団法人しんきん保証基金理事退任 平成25年 2 月 当社社外監査役就任 平成27年 2 月 当社社外監査役退任 当社社外取締役就任 (現在に至る)	2,000株
13	* しお さか けん 塩 坂 健 (昭和24年 1 月28日生)	昭和46年 4 月 三菱油化株式会社(現三菱化学株式会社)入社 平成11年 4 月 三菱化学フォームプラスティック株式会社取締役営業部長就任 平成15年 7 月 株式会社 J S P 取締役住宅資材部長就任 油化三昌建材株式会社代表取締役社長就任 平成18年 7 月 株式会社 J S P 取締役常務執行役員第二事業本部 E P S 事業部長就任 油化三昌建材株式会社代表取締役社長退任 平成24年 6 月 株式会社 J S P 取締役常務執行役員退任 平成24年 7 月 株式会社 J S P 顧問就任 N K 化成株式会社代表取締役社長就任 平成26年 7 月 N K 化成株式会社代表取締役社長退任 N K 化成株式会社相談役就任 平成27年 6 月 株式会社 J S P 顧問退任 N K 化成株式会社相談役退任 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 高井章吾氏は当社の顧問弁護士であります。なお、各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. *印は、新任取締役候補者であります。

3. 社外取締役の選任理由等について

・高井章吾氏《候補者番号12》

高井章吾氏は社外取締役候補者であります。同氏は、過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、同氏の弁護士としての法律に関する専門知識や経験等を活かすことにより社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えており、また、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言や指摘が得られるものと判断し、同氏を社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、現在、同氏は当社の社外取締役であります。同氏の当社社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年となります。

また、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

なお、同氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しておりますが、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

・塩坂 健氏《候補者番号13》

塩坂 健氏は社外取締役候補者であります。同氏は、他社での会社経営に関する豊富な知識や経験に加え、業界に関する知見等があり、当社の社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと考えており、また、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言や指摘が得られるものと判断し、同氏を社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、同氏が社外取締役に就任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定です。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役浦田 進氏及び本部聡定氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	う ら た すすむ 浦 田 進 (昭和23年8月18日生)	昭和48年4月 N T Nカセイ株式会社入社 平成13年6月 同社退社 平成16年2月 当社社外監査役就任 (現在に至る)	一株
2	* は せ がわ のり もと 長 谷 川 倫 源 (昭和30年10月8日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年12月 当社建材事業部業務統括部長 平成24年1月 当社企画室長 (現在に至る)	1,600株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. *印は、新任監査役候補者であります。
3. 社外監査役の選任理由等について
浦田 進氏は社外監査役候補者であります。同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、同氏の他社における豊富な知識や経験等を当社の監査体制の充実・強化に活かし、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施することにより、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。更に同氏は平成16年2月より当社の社外監査役として、取締役会、監査役会に出席し、当社の経営について熟知しておりますので、幅広い見地から引き続き当社の経営全般に的確な助言や指摘が得られるものと判断し、同氏を社外監査役候補者としたものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任年数は、本総会終結の時をもって12年となります。また、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任されます本部聡定氏に対し、同氏の在任中の功労に報いるため、当社の内規に基づく相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の退職慰労金の対象期間における監査役歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ほん ぶ とし さだ 本 部 聡 定	平成24年2月 当社常勤監査役(現在に至る)

以 上

〈メ　モ　欄〉

[illegible]

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dotted lines.

株主総会会場ご案内図

オーラム 地下2階 ラ・サル・ロイヤル
(東京都台東区東上野 1-26-2)



■交通機関

都営大江戸線・つくばエクスプレス線 新御徒町駅 A1 出口より徒歩 2 分
 東京メトロ日比谷線 仲御徒町駅 3 番出口より徒歩 6 分
 東京メトロ銀座線 稲荷町駅 2 番出口より徒歩 5 分
 J R 山手線 御徒町駅 北口より徒歩 8 分

駐車場設備がございませんので、電車など公共交通機関をご利用下さい。